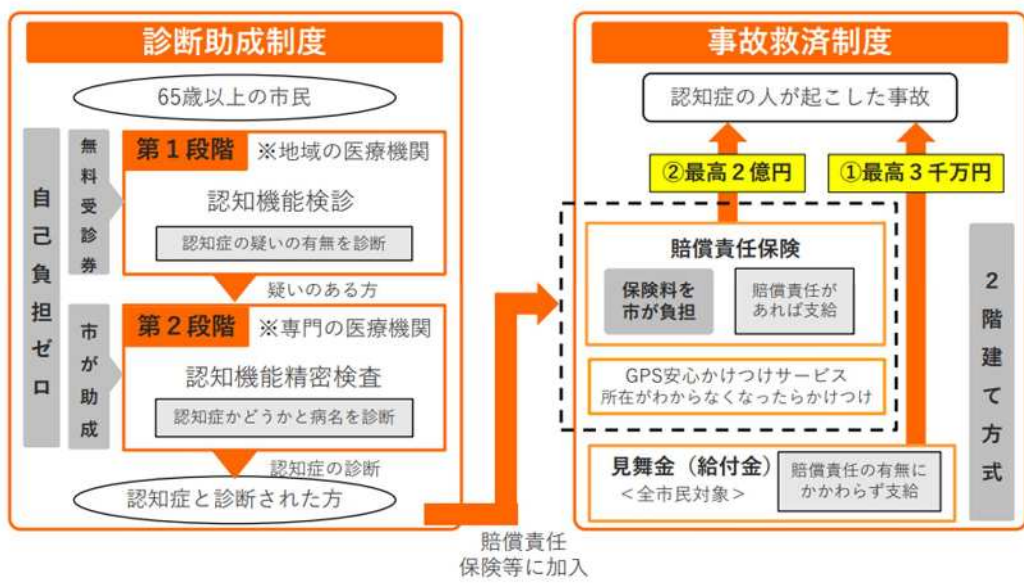


認知症神戸モデルの概要と実施状況について



(1) 診断助成制度 (平成31年1月28日開始)

早期診断・早期対応を推進するための2段階方式による制度。いずれも自己負担のない仕組み。

①認知機能検診 (認知症の疑いの有無を診断)

- ・地域の医療機関で検診 (実施医療機関数 465箇所 (開始時 326箇所))

②認知機能精密検査 (認知症かどうかと、病名を診断)

- ・専門の医療機関で診断 (実施医療機関数 71箇所 (開始時 53箇所))

《実施状況》 (令和5年8月末まで)

○認知機能検診 (第1段階) 受診者数：65,087人

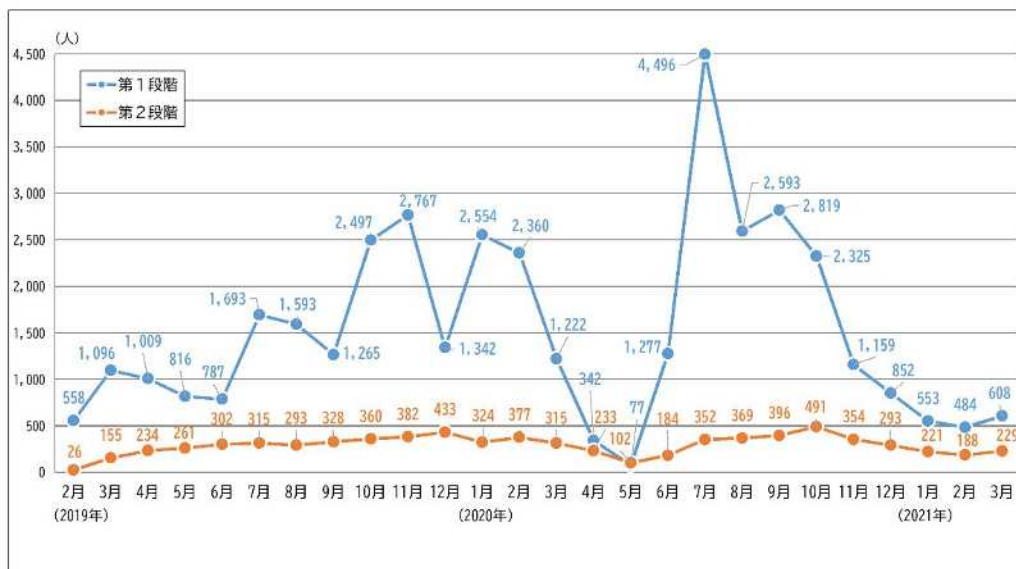
精査済みの63,196人の結果内訳 (5年7月まで)

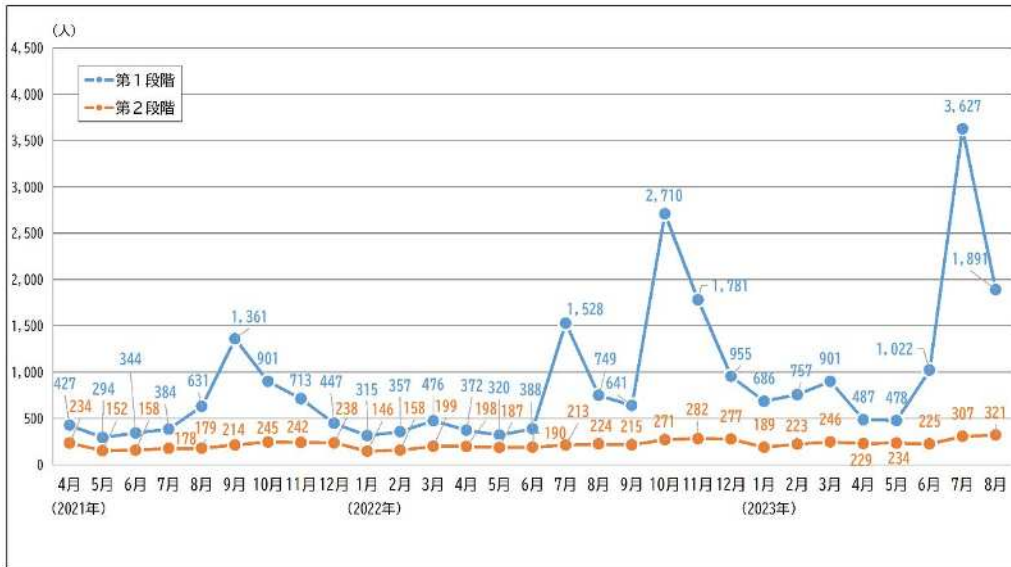
・疑いあり	16,144人 (25.5%)
・疑いなし	47,052人 (74.5%)

○認知機能精密検査 (第2段階) 受診者数：13,891人

精査済みの13,570人の結果内訳 (5年7月まで)

・認知症	7,794人 (57.5%)
・MCI	3,832人 (28.2%)
・認知症でない	1,944人 (14.3%)





(2) 事故救済制度（平成 31 年 4 月 1 日開始）

認知症の方が事故を起こした場合に救済する制度。

○認知症と診断された方が対象

①賠償責任保険に市が加入

- ・事前に登録された方の保険料を市が負担。

②事故があれば、24 時間 365 日相談を受付

- ・専用のコールセンターを設置し、事故が起こった際、迅速に相談に対応。

③所在が分からなくなったら、かけつけ

- ・非常時のかけつけ（捜索）サービスを含むGPS（衛星利用測位システム）の導入費用を負担。※月額利用料金は別途発生

○全神戸市民が対象

④認知症の人が起こした火災や傷害などの事故に遭われた方に、見舞金を支給

<①賠償責任保険と④見舞金の内容>

「見舞金（給付金）制度」（事前登録不要。賠償責任の有無に関わらず支給）と「賠償責任保険制度」（事前登録必要）の2階建て方式。

(i) 見舞金（給付金）

※(i)と(ii)は自動車事故対象外

ア 被害者（市民）の場合

- ・死亡（最高3千万円）、後遺傷害（最高3千万円）、入院（最高10万円）、通院（最高5万円）、財物損壊（最高10万円）、休業損害（最高5万円）

※火事の類焼被害があった場合は上乗せ有り（1世帯当り最高30万円・1事故最高1,000万円）。

イ 被害者（市外）の場合

- ・見舞金（最高10万円）

(ii) 賠償責任保険（認知症と診断された人で事前登録が必要）

- ・賠償責任保険（最高2億円）

(iii) 傷害死亡・後遺障害保険（認知症と診断された人で事前登録が必要）

交通事故（自動車事故対象）、交通乗用具の火災による事故によって死亡又は後遺障害を負った場合に支給（認知症の方が被害に遭われた場合）

・死亡（100万円）、後遺障害（42万円～100万円）

≪支給状況≫（令和5年8月末時点）

	支給件数	支給種別	支給金額計
給付金	13件	物損10件・人身3件	13,151,496円
賠償責任保険	25件	物損24件・人身1件	5,459,475円
計	38件	物損34件・人身4件	18,610,971円

上記のほか、傷害死亡・後遺障害で2件・2,000,000円支給

※賠償責任保険の加入者数10,276人（令和5年8月末累計）

※GPS安心かけつけサービス契約者数 348人（令和5年8月末累計）

※GPS安心かけつけサービス出動実績 9件（令和5年8月末累計）

（令和元年度実績）

	給付の種別	事案発生日	給付金額	事案の概要
事案1	給付金 (財物損壊給付金)	H31.4.25	15,932円	他人の所有する自転車を自宅へ持ち帰ってしまい、その自転車に損傷を与えた。
事案2	賠償責任保険	R元.5.16	138,632円	飲食店で食事中に座席を汚損した（飲食店は法人）。 ※支給対象者が法人のため見舞金の給付対象外。このため、賠償責任保険のみを支給
事案3	給付金 (財物損壊給付金)	R元.6.1	9,720円	自宅で着替え中にバランスを崩して転倒し、室内のガラス扉の下半分を割ってしまった。 ※自宅の登記上所有者は認知症の方の家族

（令和2年度実績）

	給付の種別	事案発生日	給付金額	事案の概要
事案4	賠償責任保険	R2.1月末頃	19,800円	通っているデイサービス施設内のカーテンレールを掴んで下に引っ張り、壊した。 ※支給対象者が法人のため見舞金の給付対象外。このため、賠償責任保険のみを支給
事案5	賠償責任保険	R2.3.7	286,000円	水漏れをおこし、下の階の天井や壁紙に損傷を与えた。 ※支給対象者が法人のため見舞金の給付対象外。このため、賠償責任保険のみを支給（建物の所有者は法人） ※下の階の住人の財物に損害なし。
事案6	給付金 (財物損壊給付金)	R元年度	35,805円	≪詳細は非公表≫
事案7	給付金 (財物損壊給付金)	R2.2月頃	10,000円	他人の所有する靴を持ち帰り、汚損した。

事案8	賠償責任保険	R 2.10.29	14,300 円	入院中にベッドのナースコールを破損した。
事案9	賠償責任保険	R 2. 8. 2	605,000 円	トイレを紙でつまらせ、下の階まで汚水が漏水。階下のキッチン設備やトイレのクロス等が汚水で濡れて使用できなくなった。
事案10	給付金 (財物損壊給付金)	R元. 9月頃	36,300 円	隣の家の壁を鍵で傷つけた。
事案11	賠償責任保険	R 3. 1. 9	134,530 円	他人宅の鉄の門扉の取っ手（握り）を損壊した。
事案12	賠償責任保険	R 3. 2. 25	117,700 円	歩行中によろけてマンションのエントランスのガラスに頭をぶつけてガラスを破損した。 ※支給対象者が個人でないため（マンション管理組合）見舞金の給付対象外。このため、賠償責任保険のみを支給

(令和3年度実績)

	給付の種別	事案発生日	給付金額	事案の概要
事案13	賠償責任保険	R 3. 3. 2	50,000 円	新築の住宅（入居前）のトイレを使用し汚した。 ※支給対象者が法人のため見舞金の給付対象外。このため、賠償責任保険のみを支給
事案14	賠償責任保険	R 3. 7. 6	59,400 円	水漏れをおこし、階下の住宅の漏水・漏電調査が必要となった。 ※支給対象者が法人のため見舞金の給付対象外。このため、賠償責任保険のみを支給（建物の所有者は法人） ※下の階の住人の財物に損害はなかった。
事案15	給付金 (財物損壊給付金)	R 3. 5. 25	54,690 円	自宅にいた際に窓にぶつかり、ガラスを割った。 ※自宅の所有者は認知症の方およびその家族2名であったため、認知症の方を除いた2名に、持分割合に応じて支給
事案16	賠償責任保険	R 3. 9. 4	153,890 円	炊事場から水漏れをおこし、階下まで漏水し、天井を汚損した。 ※支給対象者が法人のため見舞金の給付対象外。このため、賠償責任保険のみを支給（建物の所有者は法人） ※下の階の住人の財物に損害はなかった。
事案17	賠償責任保険	R 3. 12.30	42,130 円	施設のトイレと洗面台を紙やタオルでつまらせ、修理が必要となった。 ※支給対象者が法人のため見舞金の給付対象外。このため、賠償責任保険のみを支給
事例18	賠償責任保険	R 3. 3. 10	40,854 円	自転車を運転中にバランスを崩した際、停まっていたタクシーに追突し、ドア部分に傷をつけてへこませ、ミラーも曲げた。 ※支給対象者が法人のため見舞金の給付対象外。このため、賠償責任保険のみを支給

(令和4年度実績)

	給付の種別	事案発生日	給付金額	事案の概要
事案19	給付金 (遺族給付金)	R 3. 7. 7	12,670,000 円	店内で加害者がバランスを崩し、近くにいた被害者に倒れ掛かり、被害者は受けきれず転倒し、死亡した。
事案20	賠償責任保険	R 3. 1. 21	52,000 円	施設の談話室の壁をひっかけ、壁紙を剥がした。 ※支給対象者が法人のため給付金の対象外。このため、賠償責任保険のみを支給。
事案21	賠償責任保険	R 4. 1. 31	68,000 円	入院中、ドアを開けようとした際にドアノブを破損した。 ※支給対象者が法人のため見舞金の給付対象外。このため、賠償責任保険のみを支給。
事案22	賠償責任保険	R 4. 4. 25	17,800 円	入院中、介助を受けた際、腕が被害者の顔にあたり眼鏡を破損した。
事案23	賠償責任保険	R 4. 3. 21	1,691,663 円	自宅のトイレを詰まらせ、階下まで漏水しリビング、キッチンを汚損した。
事案24	賠償責任保険	R 4. 3. 4	1,000 円	施設のドライヤーを誤って洗い破損した。 ※支給対象者が法人のため見舞金の給付対象外。このため、賠償責任保険のみを支給。
事案25	賠償責任保険	R 4. 7. 10	27,905 円	エスカレーターに乗車中、転倒した際に後ろにいた被害者を巻き添えにし、怪我を負わせた。
事案26	給付金 (財物損壊給付金)	R 4. 2. 16	50,013 円	自宅のキッチンの蛇口を開いた状態で外出し、階下の被害者宅まで漏水し、ベッド・布団・カーペットを汚損した。
事案27	賠償責任保険	R 4. 7. 25	533,260 円	他人の車に勝手に乗り込み、車内で嘔吐をしたため、車のシートを汚損した。
事案28	賠償責任保険	R 3 年度	110,330 円	《詳細は非公表》
事案29	給付金 (通院給付金)	R 4. 5. 30	10,000 円	被害者が文句を言っていると勘違いし、被害者を突き飛ばした。被害者は後方に転倒し負傷した。
事案30	給付金 (通院給付金)	R 4. 3. 17	50,000 円	徘徊して他人の家の扉を勝手に開けようとしたため、被害者が止めようとしたところ、被害者を突き飛ばした。被害者は後方に転倒し負傷した。
事案31	賠償責任保険	R 4. 9. 14	42,350 円	自宅にいた際に窓にぶつかり、ガラスを割った。 ※自宅の所有者は認知症の方およびその家族であったため、家族の持分割合に応じて支給
事案32	賠償責任保険	R 4 年度	21,999 円	《詳細は非公表》
事案33	給付金 (財物損壊給付金)	R 3. 7. 30 頃	100,000 円	隣家のフェンスや門柱を破損し、敷地境界に設置されていた境界標を紛失した。
事案34	賠償責任保険	R 4 年度	44,000 円	《詳細は非公表》

(令和5年度実績 ※令和5年8月時点)

	給付の種別	事案発生日	給付金額	事案の概要
事案35	給付金 (財物損壊給付金)	R 4.12. 28	100,000 円	髪を切るために送迎に来た被害者の車の扉を開けた際に、ポールに接触させ車を損傷した。
事案36	賠償責任保険	R 4 年度	453,200 円	≪詳細は非公表≫
事案37	賠償責任保険	R 5. 1. 3	733,732 円	被害者宅のトイレを詰まらせ、トイレの交換が必要となった。
事案38	給付金 (財物損壊給付金)	R 5. 5. 6	9,036 円	自宅の車庫の扉を開けようとした際に、扉の開きが悪かったため何度も押し引きしていたところ、扉のガラスを割った。

(3) 認知症神戸モデルの事業費

【平成30年度～令和3年度】

(単位：千円)

	H30	R1	R2	R3	計
診断助成制度	42,260	200,560	172,207	85,661	500,688
事故救済制度	—	84,230	86,278	82,922	253,430
計	42,260	284,790	258,485	168,583	754,118

すべて決算額

【令和4年度～6年度】

(単位：千円)

	R4	R5	R6	計
診断助成制度	131,879	270,255	184,658	586,792
事故救済制度	50,220	73,371	112,593	236,184
計	182,099	343,626	297,251	822,976

令和4年度は決算額、令和5年度は予算額、令和6年度は計画額

※見舞金市民1人あたり単価：元年度@24円、2年度@22円、3年度@18円、
4年度@3.83円（競争見積り合せにより減額）、5年度@3.45円
支給実績を踏まえ保険料が増減する仕組みとしている。

※賠償責任保険 1人当たり保険料1,860円

※第1段階の検診料は6,620円、第2段階の自己負担分の助成金は平均で約7,500円

(4) 他都市の状況

≪診断助成制度≫ ※政令指定都市のうち医療機関で個別実施している都市

都市名 (高齢者人口)	神戸市 (約43万人)	横浜市 (約93万人)	名古屋市 (約59万人)	さいたま市 (約31万人)
制度開始	平成31年1月	令和2年1月	令和2年1月	平成28年8月
対象者	65歳以上の市民	50歳以上の市民 ※令和5年3月までは 65歳以上の市民	65歳以上の市民	65歳以上の市民
第1段階 の検査ツ ール	①HDS-R ②DASC-21 ③独自の問診票 (BPSDチェック) ※上記をもとに医師が診 察し判断	①HDS-R ②DASC-21	①HDS-R ②DASC-21	①浦上式 ②BPSD検査
第2段階 の受診勧 奨	紹介状(結果及び基 礎疾患・投薬内容等 を記載)を交付して 受診を勧奨	受診を勧奨(紹介 状は別途必要・有 料)	受診を勧奨(結果通 知書等を持参し受 診)	受診を勧奨(紹介 状は別途必要・有 料)
第2段階 の助成	あり(検査費用全額)	なし	あり(検査費用全額) ※令和5年10月開始	なし
実施医療 機関数	第1段階:465箇所 第2段階:71箇所 (R5.8時点)	第1段階:163箇所 (うち64歳以下の検診実 施可能な医療機関数:44 箇所) 第2段階:39箇所 (R5.9時点)	第1段階:571箇所 第2段階:59箇所 (R5.10時点)	第1段階:240箇所 第2段階:43箇所 (R5.4時点)
受診者数	第1段階 11,788人 ※速報値(R4年度)	第1段階相当 2,010人(R4年度)	第1段階相当 7,294人(R4年度)	第1段階相当 1,635人(R4年度)

【参考】 千葉市：令和5年10月より特定検診・健康診査受診者のうち認知機能の項目
に該当する65～89歳の市民を対象に「もの忘れチェック事業」を開始

《事故救済制度》

都市名 (高齢者人口)	神戸市 (約43万人)	名古屋市 (約59万人)	相模原市 (約19万人)	京都市 (約41万人)
制度開始	平成31年4月	令和2年10月	令和元年8月	平成2年8月
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・賠償責任保険 (上限2億円) ・見舞金(給付金) (上限3,000万円) ・傷害死亡・後遺障害保険 (上限100万円) ※加入者が死亡・後遺障害	<ul style="list-style-type: none"> ・賠償責任保険 (上限2億円) ・給付金 (上限3,000万円) ※事故相手が市民で 死亡・後遺障害 ・見舞金(15万円) ※事故相手が市民以外 で死亡	<ul style="list-style-type: none"> ・賠償責任保険 (上限3億円) ・傷害死亡・後遺障害 保険(上限100万円) ※加入者が死亡・ 後遺障害 【GPS機器貸与事業に 付帯】	<ul style="list-style-type: none"> ・賠償責任保険 (上限3億円) 【GPS機器貸与 事業に付帯】
事前登録	必要 ※見舞金(給付金)は不要	必要	必要	必要
支給実績	計34件(R5.3時点)	計3件(R5.3時点)		